処　分　基　準

令和４年３月15日作成

法　　令　　名：銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項：第９条の１０第３項
処 分 の 概 要：練習資格の認定の取消し
原権者（委任先）：新潟県公安委員会
法 令 の 定 め： 　銃砲刀剣類所持等取締法第５条第１項第２号～第１８号・第５項（許可の基準）、第５条の２第１項・第２項・第４項・第５項（猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの 許可の基準の特例）、第５条の４第１項（技能検定）、第９条の５第３項（射撃教習）、第９条の１０第３項 　銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第３６条（許可証等の返納の手続）
処　分　基　準：別紙のとおり
問 い 合 わ せ 先：生活安全部生活安全企画課　許認可管理センター （025-285-0110　内線3031）
備　　考：

別紙

処　分　基　準：

法定の取消事由のうち、

１　法第５条第１項第９号の「相当な理由」とは、許可の取消処分を逃れる目的で当該許可を故意に失効させたものとは認められない事由等をいう。

２　法第５条第１項第１７号に該当する者とは、具体的には、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。

注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げるものをいう。

注２　暴力的不法行為等とは、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成３年国家公安委員会規則第８号）に掲げるものをいう。

３　法第５条第１項第１８号の「相当な理由」とは、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者の現時点及び過去の言動、生活環境や周囲の人間関係等から、当該所持者が、銃砲等又は刀剣類を使用して他人の生命、身体若しくは財産若しくは公共の安全を害し、又は自殺をするおそれがあることが、社会的に見て客観的・合理的に存在すると認められる場合等をいう。

４　法第５条第５項の基準の適用については、同条第１項第３号から第５号まで又は第１５号から第１８号までに該当する同居の親族がある場合に、申請者が当該同居の親族の影響を排して銃砲等又は刀剣類を適正に保管等することができると認められる場合以外は、練習資格の認定を取り消す。